

鳥取県告示第 405 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成 19 年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キ ロメー トル)
鳥取市	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、面影一丁目、面影二丁目、吉成、大覚寺、福部町蔵見、国府町神垣、河原町高福、河原町山手、用瀬町別府、気高町日光、鹿野町乙亥正及び青谷町小畑の各一部	平成20年3月31日まで	5.51
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃	0.77
倉吉市	倉吉市福守町、不入岡、国府、西倉吉町、秋喜、秋喜西町、福光、西福守町、関金町堀、関金町明高、関金町福原及び関金町関金宿の各一部	〃	2.80
岩美町	岩美郡岩美町浦富の一部	〃	0.86
若桜町	八頭郡若桜町大字来見野及び大字諸鹿の各一部	〃	0.22
智頭町	八頭郡智頭町大字大背の一部	〃	0.43
八頭町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、山上、見槻、志子部及び奥野の各一部、茂谷の全部	〃	7.55
三朝町	東伯郡三朝町大字片柴、大字吉田、大字坂本、大字高橋、大字東小鹿、大字大瀬、大字西尾、大字西小鹿及び大字吉尾の各一部	〃	2.41
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字野方、大字白石、大字方地、大字漆原、大字北福、大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	〃	3.31
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字八橋、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字山田及び大字大杉の各一部	〃	2.77
北栄町	東伯郡北栄町土下、北条島及び米里の各一部	〃	1.31
大山町	西伯郡大山町豊房、鉾戸、赤松、下甲、赤坂、殿河内、下市、高橋、上市、退休寺、住吉、長野及び松河原の各一部	〃	2.04
南部町	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、倭、西、法勝寺、天萬、宮前、諸木、田住、市山及び朝金の各一部	〃	3.39
伯耆町	西伯郡伯耆町古市及び中祖の各一部	〃	0.86
日南町	日野郡日南町三栄、阿毘縁、下阿毘縁、下石見及び花口の各一部	〃	9.19

日野町	日野郡日野町久住の一部	〃	0.46
江府町	日野郡江府町大字武庫の各一部	〃	0.31